

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 7 月 1 8 日

福島県相双農林事務所長

| | |
|---|----------------------|
| 工事（委託業務）番号 | 25-36260-0174 |
| 工事（委託業務）名 | 復興基盤総合整備 中山間 0701 工事 |
| 質 問 事 項 | |
| <p>1. 特記仕様書に「発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合」では設計変更できないと記載されております。ここでの協議の回答とは何を指していますでしょうか。変更の請負契約締結となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2. 上記質問に関し、協議の回答を変更の請負契約締結とする場合、受注者は変更契約締結前に変更箇所の施工に着手することが出来ないこととなりますが、これは「受注者の責によらず、工事着手できない場合」に該当し、工期延長の対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>3. 当該工事は作付け時期や保証等の理由から工期の延長が困難であり、工期内に竣工するためには受発注者間の協議、調整が円滑にかつ速やかに行われることも重要な要因の一つになると考えられます。よって、特に設計変更の回答等の作業工程に影響するものについては、提示した回答希望日に準じた返答を頂くことは可能でしょうか。ご教示願います。</p> | |
| 回 答 事 項 | |
| <p>1. 受注者から提出された共通仕様書第 10 号様式・約款 9 条関係「工事打合せ簿」による協議の回答です。</p> <p>2. 「回答」は、変更の請負契約締結でなく、上記 1 のとおりです。</p> <p>3. 可能です。</p> | |

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。